

令和7年度佐賀県物流2024年問題対策支援補助金

Q&A 目次

■補助対象事業関係

- Q1. 環境配慮車両への更新に係る車両・積載機能拡張を目的とした更新に係る車両の導入事業は、どういった要件があるか。
- Q2. 荷主事業者が緑ナンバーではない軽トラック（社用）を廃車して、ハイブリッド車（社用）を導入する事業は補助対象事業となるか。
- Q3. セミトレーラ（被けん引車）の導入事業は補助対象事業となるか。
- Q4. 物流事業者が、積載機能拡張を目的として白ナンバーの軽トラックを廃車し、セミトレーラを購入する場合（トラクタヘッドは既に所有している）場合、補助対象事業となるのか。
- Q5. 労務管理システム（ただし、主は給与システム）の導入事業は補助対象事業となるか。
- Q6. 荷物の積み卸しも行っている駐車場の轍を再舗装する事業は補助対象事業となるか。（荷主）
- Q7. 荷主事業者が商品を保管するための店内冷蔵装置を導入することも⑤省エネルギー化推進事業に該当するか。
- Q8. 冷蔵装置の導入事業において、荷主事業者の場合どういった事業内容を想定しているのか。
- Q9. 冷蔵装置の導入事業において、倉庫事業者の場合どういった事業内容を想定しているのか。
- Q10. 現在使用している冷蔵庫が老朽化したため、買い替えを検討しているが対象になるか。
- Q11. 倉庫の出入口扉が壊れているから整備したいが、補助対象事業となるか。
- Q12. トラックに備え付けるドライバーのためのミニ冷蔵庫の設置は補助対象事業となるか。
- Q13. 事務所に設置している福利厚生用の冷蔵庫は対象か。
- Q14. 社員の業務合理化や人材確保の観点からホームページ開発事業は補助対象事業となるか。
- Q15. 特定技能外国人の技能講習受講量は補助対象事業となるか。

■申請関係

- Q1. 車両導入事業において中古車購入の場合、見積りは相見積もりが必要か。
- Q2. 技能講習（免許含む）の場合、見積書のような書類がないが、それに代わる書類はあるか。若しくは、修了後の領収書のみでも良いか。
- Q3. 県内に複数の事業場を有しているが、事業場ごとに申請が可能か。
- Q4. 申請は先着順で交付決定されるのか。
- Q5. 申請時に添付する見積書は1者でいいか。
- Q6. 県外の業者に発注することはできるのか。
- Q7. 購入を検討している設備を通販サイトなどネットで購入したいが可能か。また、購入できる場合、見積書は必要か。
- Q8. 交付決定後に事業内容を変更できるのか。
- Q9. 交付決定後に補助事業を途中で辞めることはできるのか。また、それまでに支出した経費は補助対象として認められるのか。
- Q10. 事業実施期間内（令和8年1月16日まで）に適切に契約した取引に係る経費を、期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。
- Q11. 財産を取得した場合は、「取得財産等管理台帳」を備えて管理しなければならないことになっているが、この場合の「取得財産等」はどのようなものを指すのか。
- Q12. 交付決定後、事業に着手するタイミングで再度見積もりを行った結果、資材高騰の影響により経費が増額となったが、補助金の増額も認められるのか。
- Q13. 補助金申請前に支出した経費は対象になるのか。
- Q14. 見積書は原本の提出が必要か。
- Q15. 個人事業と法人の両方で事業を行っているが、それぞれで申請することは可能か。

■補助対象者関係

- Q1. 自社品の一部だけを運送事業者に依頼して運搬させるのも対象事業者か？（ほぼ自社便）
- Q2. 補助金のために、一度だけ運送事業者に配送依頼しても対象事業者となるのか？
- Q3. 県内に工場はあるが、本社が県外の場合も補助対象事業者になれるのか。
- Q4. 暴力団、暴力団員等でないことの確認は、どのようにするのか。
- Q5. 令和6年度に申請を行い採択を受けたが、今年度も申請することは可能か。

■補助対象経費関係

- Q1. フォークリフト等のリース期間に対する補助金の額面は、納車から実績報告終了（1月）までのリース代金合計の2/3で考えるのか？
- Q2. 工事費用のうち補助対象経費はどこまでか？
- Q3. 車両購入をした際、車検や車両登録手続き等に係る費用は補助対象経費となるか？
- Q4. 既存社屋の改増築による休憩所整備のための関連経費のうち、どこまでが補助対象経費となるか？
- Q5. パソコンは補助対象になるのか。
- Q6. 消費税は対象になるのか。
- Q7. 交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。
- Q8. 設備を導入する際に床面の耐久性を上げるために基礎の工事を行いたいが、対象になるか。
- Q9. (2)人材確保に資する事業で設置する女性専用休憩室に美術品等を設置したいと考えているが、美術品等の購入費は対象となるか。
- Q10. 申請書を郵送する際の切手代は補助対象になるのか。
- Q11. 今回導入した車両に係る燃料費は対象になるのか。
- Q12. 当社製品を保管する自家用倉庫における荷役作業の効率化を図るため、エアコンの設置を検討している。エアコンを取り扱うグループ企業があるため、そのグループ会社に発注する予定。その発注に係る経費も対象となるのか。
- Q13. 物流の効率化を図るための事業のため雇い入れた者への賃金は対象となるのか。
- Q14. 振込手数料などの雑費は対象となるのか。
- Q15. (1)効率化に資する事業④共同配送や中継輸送の推進に該当するコンサル委託事業を行う。契約上、コンサル委託料に別途講師の旅費（実費）を支払う予定。別紙の補助対象経費にはコンサル委託料しか記載がないが、講師旅費も補助対象経費となるのか。

■審査関係

- Q1. 審査基準はありますか。
- Q2. 審査の観点の評価項目はどのように判断するのか。

■その他

- Q1. 50万円以上の機械等の物品購入の場合、減価償却管理台帳に記載するが、法定耐用年数につき償却する度に報告義務が必要か？

佐賀県物流2024年問題対策支援補助金

Q&A 【補助対象事業関係】

■補助対象事業

Q1. 環境配慮車両への更新に係る車両・積載機能拡張を目的とした更新に係る車両の導入事業は、こういった要件があるか。

A1. 車両購入については、以下の①②のとおりです。

①事業者が所有していた車両を「永久廃車」し、環境に配慮した車両を新たに購入した経費（機能が前車以上で同等は含まない）※環境に配慮した車両：ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車をいう。

②事業者が所有していた車両を「永久廃車」し、前車よりも積載機能が拡張される車両を新たに購入した経費（機能が前車以上で同等は含まない）

②の場合、積載機能が拡張されたのか確認できないトラクタヘッドのみの購入は対象外とする。トラクタヘッド及びセミトレーラをセットでの購入及びセミトレーラのみの購入は対象とする。

①②どちらにおいても、前車と新たに購入した車両の車種は同一である必要はありません。

Q2. 荷主事業者が緑ナンバーではない軽トラック（社用）を廃車して、ハイブリッド車（社用）を導入する事業は補助対象事業となるか。

A2. 車両導入事業について、営業用自動車（会社名義）を対象としており、緑ナンバー以外の車両も対象としています。ただし、輸送の効率化に資する事業ということが前提ですので、補助対象者の業種に関わらず、申請時には、その車両の導入によりどのように生産性向上が図られ、それがどのように輸送の効率化につながるのかを記載いただくようお願いします。物流の効率化に資する事業と認められる場合に補助対象事業となります。

Q3. セミトレーラ（被けん引車）の導入事業は補助対象事業となるか。

A3. セミトレーラの場合、積載機能拡張を目的とした更新に係る車両の導入事業となりますが、この場合、セミトレーラ単独の購入も補助対象事業となります。ただし、機能が前車以上（同等は含みません。）のものに限ります。実績報告時には、前車の永久廃車証明及び導入した車両の車検証の写しをご提出ください。

Q4. 物流事業者が、積載機能拡張を目的として白ナンバーの軽トラックを廃車し、セミトレーラを購入する場合（トラクタヘッドは既に所有している）場合、補助対象事業となるのか。

A4. セミトレーラ単独の購入も補助対象事業です。廃車する前車については、積載機能が拡張されるのであれば車種に制限はありません。したがって、今回の軽トラックを廃車し、セミトレーラを購入する場合も補助対象事業となります。実績報告時には、前車の永久廃車証明及び導入した車両の車検証の写しをご提出ください。

Q5. 労務管理システム（ただし、主は給与システム）の導入事業は補助対象事業となるか。

A5. 労務管理システムにより正確な労働時間を把握・分析することで、物流業務の問題・課題を明らかにし生産性向上に向け改善活動を実施するなど、輸送の効率化に資する事業であれば補助対象事業となります。

Q6. 荷物の積み卸しも行っている駐車場の轍を再舗装する事業は補助対象事業となるか。(荷主)

A6. 荷役作業等の物流業務の効率化につながる事業であれば、対象となります。ただし、施設管理者による施設維持管理の範疇だと判断される場合は、対象外となります。

Q7. 荷主事業者が商品を保管するための店内冷蔵装置を導入することも⑤省エネルギー化推進事業に該当するか。

A7. 輸送の効率化に資する事業であることが前提であり、物品保管のみを目的とした冷蔵装置の導入は対象なりません。

Q8. 冷蔵装置の導入事業において、**荷主事業者の場合** どのような事業内容を想定しているのか。

A8. 輸送の効率化につながる事業ということが前提ですので、例えば、「荷主事業者(食品加工業)における工場において、発送する商品を保管する冷蔵庫がトラック搬入口から離れた場所に設置しており、トラックが到着してから発送する商品を搬入口まで運ぶため荷役時間がかかっている状況。搬入口近くに冷蔵庫を新規設置することで発送する商品を一時仮置きすることができるようになり荷役時間の短縮が図られる。」というようなケースを想定しています。

Q9. 冷蔵装置の導入事業において、**倉庫事業者の場合** どのような事業内容を想定しているのか。

A9. 輸送の効率化につながる事業ということが前提ですので、例えば「倉庫業者における倉庫内において、冷蔵装置を既存のものより容量の大きい省エネの冷蔵装置に更新することで、電気代は軽減され以前より多くの貨物を保管することができる。導入前は貨物を小分けで何度も物流事業者に預けていたが、導入後はまとめて物流事業者に預けることができるようになり輸送の回数も減り効率化が図られる。」というようなケースを想定しています。

Q10. 現在使用している冷蔵庫が老朽化したため、買い替えを検討しているが対象になるか。

A10. 消耗品の交換、老朽化による買い換え(ただし、事業実施のために必要不可欠な場合を除く。)は対象外としています。

Q11. 倉庫の出入口扉が壊れているから整備したいが、補助対象事業となるか。

A11. 対象となりません。既存施設の一部を修理するということは施設管理者による施設維持管理の範疇であり、輸送の効率化を図るための事業とは別と考えます。ただし、輸送の効率化につながる事業であれば対象となります。

Q12. トラックに備え付けるドライバーのためのミニ冷蔵庫の設置は補助対象事業となるか。

A12. (2)人材確保に資する事業①~②には該当しませんが、このミニ冷蔵庫設置事業はドライバーの勤務環境の整備として人材確保に資する事業であり、かつ、その人材確保が物流の効率化につながり物流2024年対策となると認められるため、(2)③佐ト協が必要と認めるものとして補助対象事業とします。

Q13. 事務所に設置している福利厚生用の冷蔵庫は対象か。

A13. 事務所内備品の整備は、(2)人材確保に資する事業①~②に該当しません。また、人材確保に資する事業ではなく福利厚生に係る事業であり、人材確保に資する事業と認められないため対象外となります。

Q14. 社員の業務合理化や人材確保の観点からホームページ開発事業は補助対象事業となるか。

A14. 荷主の場合、その人材確保が直接効率化につながり物流2024年対策認められるケースは少ないためその成果については申請書記載内容からよく検討しなければならない。

社員の業務合理化という目的の事業であれば対象外です。しかし、人材確保が目的の場合は、その目的とする人材確保が直接的に物流の効率化につながり物流2024年対策となると認められる場合は（2）③佐ト協が必要と認めるものとして補助対象事業とします。ただし、物流事業者及び倉庫業者の人材確保は、物流事業をしている者であるため直接的に物流の効率化につながるものと認められますが、荷主事業者における人材確保については、物流部門の人材確保のみ直接的に物流の効率化につながるものと認められることから、交付申請書内でどういった人材確保を目的としているか、その人材を確保することによりどういった物流の効率化につながる効果があるのか等記載いただくようお願いいたします。

Q15. 特定技能外国人の技能講習受講料は補助対象事業となるか。

A15. 対象の事業者が受け入れている特定技能外国人の技能講習受講料は、（2）人材確保に資する事業②に該当するものとして補助対象事業となります。

佐賀県物流2024年問題対策支援補助金

Q&A【申請関係】

■申請

Q1. 車両導入事業において中古車購入の場合、見積りは相見積もりが必要か。

A1. 2者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得する必要があります。

Q2. 技能講習（免許含む）の場合、見積書のような書類がないが、それに代わる書類はあるか。若しくは、修了後の領収書のみでも良いか。

A2. 交付申請時は、講習のパンフレット等、講習受講料が明記されているものを提出する必要があります。

Q3. 県内に複数の事業場を有しているが、事業場ごとに申請が可能か。

A3. 同一法人から複数の申請を提出する場合、合計額を200万円以内とし、代表者となる本店または支店等から申請してください。

Q4. 申請は先着順で交付決定されるのか。

A4. 先着順ではありません。

受付期間内に提出された申請書については全て受理をします。

受付期間終了後、全申請書類について必要書類の添付の有無、事業趣旨の合致性・必要性等の内容について審査基準に照らし合わせて審査をし、採択、不採択を決定しますので受理されれば必ず交付決定されるものではありません。

交付決定の際、申請者全員に補助金の採択又は不採択の結果を通知します。

Q5. 申請時に添付する見積書は1者でいいか。

A5. 申請時に添付いただく「事業経費の内容と金額が確認できるもの」については、見積書、カタログ等を添付してください。なお、見積書については1者でも構いません。

Q6. 県外の業者に発注することはできるのか。

A6. 県外業者への発注も可能です。

Q7. 購入を検討している設備を通販サイトなどネットで購入したいが可能か。また、購入できる場合、見積書は必要か。

A7. 購入は可能です。申請時に添付いただく「事業経費の内容と金額が確認できるもの」については、金額がわかるカタログや通販サイトの画面のコピー等を添付してください。

Q8. 交付決定後に事業内容を変更できるのか。

A8. 変更する場合は、事前に「変更交付申請書」を提出し、変更承認を得る必要があります。事業内容を変更する事情等により検討が必要ですので、まずは事務局へご相談ください。

Q9. 交付決定後に補助事業を途中で辞めることはできるのか。また、それまでに支出した経費は補助対象として認められるのか。

A9. 途中で辞めることは可能です。事前に「中止承認申請書」を提出し、承認を得ることが要件です。なお、それまでに支出した経費については、補助対象として認められません。

Q10. 事業実施期間内（令和8年1月16日まで）に適切に契約した取引に係る経費を、期限後に支出した場合、当該経費は対象になるのか。

A10. 事業実施期間内に経費の支出まで完了する必要がありますので、期限後に支出した経費は対象になりません。

Q11. 財産を取得した場合は、「取得財産等管理台帳」を備えて管理しなければならないことになっているが、この場合の「取得財産等」はどのようなものを指すのか。

A11. 本事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。）を指します。

補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定による耐用年数の期間内において、取得財産等管理台帳を整え、管理をお願いします。

Q12. 交付決定後、事業に着手するタイミングで再度見積もりを行った結果、資材高騰の影響により経費が増額となったが、補助金の増額も認められるのか。

A12. 補助金の増額は認められませんので、補助対象経費が増額した場合は、増額部分は自己負担していただくことになります。一方で、補助対象経費が減額となった場合には、それに合わせて補助金額を再計算することとなりますので、補助事業者は変更承認申請書を提出する必要があります。

Q13. 補助金申請前に支出した経費は対象になるのか。

A13. 令和7年4月1日以降に、発注（契約締結）した経費については補助の対象となりますが、それ以前に発注（契約締結）した経費については対象になりません。また、申請時には「事業経費の内容と金額が確認できるもの」として見積書・カタログ等の他に発注書や契約書等の発注日等が確認できるものを提出ください。

Q14. 見積書は原本の提出が必要か。

A14. 原本は申請者で保管していただき、写しの提出をお願いします。

Q15. 個人事業と法人の両方で事業を行っているが、それぞれで申請することは可能か。

A15. それぞれで申請可能です。ただし、個人事業及び法人事業の両方で使用する設備等について同一事業に対する申請をそれぞれから申請することはできません。

佐賀県物流2024年問題対策支援補助金

Q&A 【補助対象者関係】

■補助対象者

Q1. 自社品の一部だけを運送事業者に依頼して運搬させるのも対象事業者か？（ほぼ自社便）

A1. 継続的に一部を運送事業者に委託している場合は対象となります。運送事業者による輸送の効率化に資する事業により取得した物品等を自社便での輸送と共用することは可とします。

Q2. 補助金のために、一度だけ運送事業者に配送依頼しても対象事業者となるのか？

A2. 運送事業者に貨物の輸送を委託した実績（予定）があれば対象としており、回数に制限は設けておりません。しかし、本補助金は物流の効率化、人材確保等により物流2024年問題に取り組む事業者を支援することを目的としていることから、本補助金の補助対象事業を行う事業者は必然と継続的に貨物を輸送している事業者だと考えられます。そうしたことから、交付要綱における荷主は、継続的に運送事業者に貨物の輸送を委託している（又は、する予定）の事業者を想定しています。

Q3. 県内に工場はあるが、本社が県外の場合も補助対象事業者になれるのか。

A3. 補助対象事業者になります。

Q4. 暴力団、暴力団員等でないことの確認は、どのようにするのか。

A4. 様式1-2の誓約書を提出してもらいます。また、佐賀県を通じ、県警本部に確認をします。

Q5. 令和6年度に申請を行い採択を受けたが、今年度も申請することは可能か。

A5. 申請することは可能です。

ただし、事業者に対して幅広く支援をおこなうため、審査結果が同じになった場合、新規の事業者を優先する場合があります。

佐賀県物流2024年問題対策支援補助金

Q&A 【補助対象経費関係】

■補助対象経費

Q1. フォークリフト等のリース期間に対する補助金の額面は、納車から実績報告終了（1月）までのリース代金合計の2/3で考えるのか？

A1. 事業実施期間は、交付決定日以降から令和8年1月16日までの期間となりますので、リース開始日が交付決定日以降であれば、リース開始日から令和8年1月16日までの間のリース代金が補助対象経費となります。当該期間分の代金（税抜）を月割・日割して算出した金額に補助率を乗じた額となります。

ただし、補助対象経費は令和7年4月1日以降交付決定日前に発生した経費についても補助対象とすることができますとされていますので、リース開始日が交付決定日前であっても発注が令和7年4月1日以降の契約に係るリースについては、当該リース開始日から令和8年1月16日までの間のリース代金が補助対象経費となります。

Q2. 工事費用のうち補助対象経費はどこまでか？

A2. 「直接工事費」及び直接工事に付随して発生する「諸経費（仮設費、現場管理・一般管理費など）」も補助対象とします。ただし、工事に直接付随しない経費（建築確認申請手数料など）については、対象外とします。

Q3. 車両購入をした際、車検や車両登録手続き等に係る費用は補助対象経費となるか？

A3. 車両購入時、「購入費」は対象ですが、車両使用には必要な経費ですが購入に直接関係のない「車検や車両登録手続き等に係る費用」は対象外とします。

Q4. 既存社屋の改増築による休憩所整備のための関連経費のうち、どこまでが補助対象経費となるか？

A4. 新設休憩所の「直接工事費」及び「休憩所新設に伴う既存建物の処分・解体費」については対象ですが、休憩所以外の部分の工事費や解体費については対象外です。また、工事に直接付随しない「登記手続き等に係る経費」は対象外です。休憩所以外についても併せて工事する場合、見積書上、直接工事費や一般管理費、処分・解体費等がそれぞれの合計金額しか示されていない場合、休憩所部分のみの直接工事費を見積業者に出してもらい、休憩所部分に係る一般管理費及び処分・解体費を、全体金額に占める休憩所の直接工事費の割合を乗じて積算してください。

Q5. パソコンは補助対象になるのか。

A5. パソコン・タブレット等汎用性のある機器・備品は、汎用性の高さから一般的に日常の中で目的外使用可能と考えられますので、汎用性のある機器・備品の購入費（新たに導入するシステムと一体不可分であるものを除く。）は対象外とします。

Q6. 消費税は対象になるのか。

A6. 消費税及び地方消費税については対象となりません。補助対象経費は消費税を含まない金額で交付申請、実績報告を行ってください。

Q7. 交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。

A7. 違う設備を導入する事情等により検討が必要ですので、まずは事務局へご相談ください。必要な場合は、「変更承認申請」の手続きを経ての承認が要件となります。

Q8. 設備を導入する際に床面の耐久性を上げるために基礎の工事をやりたいが、対象になるか。

A8. 対象になります。基礎工事が必要であることがわかる資料等をご提出いただく場合があります。

Q9. (2)人材確保に資する事業で設置する女性専用休憩室に美術品等を設置したいと考えているが、美術品等の購入費は対象となるか。

A9. 華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）は対象となりません。

Q10. 申請書を郵送する際の切手代は補助対象になるのか。

A10. 切手代は対象となりません。また、電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費についても対象となりません。

Q11. 今回導入した車両に係る燃料費は対象になるのか。

A11. 燃料費は対象となりません。

Q12. 当社製品を保管する自家用倉庫における荷役作業の効率化を図るため、エアコンの設置を検討している。エアコンを取り扱うグループ企業があるため、そのグループ会社に発注する予定。その発注に係る経費も対象となるのか。

A12. グループ企業へ発注した物品に係る経費は対象外となります。

Q13. 物流の効率化を図るための事業のため雇い入れた者への賃金は対象となるのか。

A13. 人件費、臨時的に雇い入れた者（アルバイト）の賃金は対象外となります。

Q14. 振込手数料などの雑費は対象となるのか。

A14. 振込手数料は対象となりません。他にも、以下の経費は対象となりませんのでご注意ください。

各種保険料、保守点検に係る費用、保証料、振込手数料、申請代行手数料等各種手数料、駐車場代や保証金、敷金、光熱水費、公租公課（消費税、収入印紙、収入証紙等）

Q15. (1)効率化に資する事業④共同配送や中継輸送の推進に該当するコンサル委託事業を行う。契約上、コンサル委託料に別途講師の旅費（実費）を支払う予定。別紙の補助対象経費にはコンサル委託料しか記載がないが、講師旅費も補助対象経費となるのか。

A15. 当該事業実施のために必要不可欠な経費と認められますので、補助対象経費とします。交付申請書には、委託契約に係る見積書等及び運賃表などの旅費を確認できるもの添付し、金額がわかるようにしてください。実績報告時には、講師旅費の実績額を確認できる航空機の領収書等の写しなどを提出する必要があります。

佐賀県物流2024年問題対策支援補助金

Q&A【審査関係】

■その他

Q1. 審査基準はありますか。

A1. 基礎審査（提出書類、補助要件）、本審査（必要・有効性、重要性、透明・適切性）から審査します。

Q2. 審査の観点の評価項目はどのように判断するのか。

A2. 提出書類の内容をもとに必要・有効性、重要性、透明・適切性から判断します。

例えば、必要・有効性は、物流2024年問題対策により必要・有効性があるかで判断するため、既存設備の整備や機器・備品等の消耗品の購入・買い替えは、新規で取り組む事業より評価が低くなる場合があります。

佐賀県物流2024年問題対策支援補助金

Q&A【その他】

■その他

Q1. 50万円以上の機械等の物品購入の場合、減価償却管理台帳に記載するが、法定耐用年数につき償却する度に報告義務が必要か？

A1. 法定耐用年数経過による償却については佐ト協による承認は不要です。

交付要綱第17条に規定する「取得財産等」については、交付要綱様式第6号の取得財産等管理台帳をにより整理し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定による耐用年数を経過していない場合については、取得財産等を処分等しようとするとき、交付要綱様式第7号の財産処分承認申請書を佐ト協に提出し、承認を受けなければなりません。